

「令和8年度 三枚橋1号街区公園トライアル利活用支援業務委託」
受託候補者選定に係る実施要領

1. 件名

令和8年度 三枚橋1号街区公園トライアル利活用支援業務委託

2. 業務内容

本業務は、三枚橋1号街区公園において民間事業者等のノウハウやアイデアを活かした新たな利活用を促進するトライアル利活用を実施するにあたり、事業を円滑に実施するため、利活用を希望する民間事業者等へのサポートやコーディネート等の中間支援等を行うものである。

詳細は「令和8年度 三枚橋1号街区公園トライアル利活用支援業務委託仕様書」のとおり。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月23日まで

4. 履行場所

横手市駅西一丁目18番地 三枚橋1号街区公園

5. 契約上限額（消費税相当額を含む）

2,997,500円

6. プロポーザルを実施する理由

三枚橋1号街区公園におけるトライアル利活用を円滑かつ効果的に実施するにあたっては、利活用を希望する民間事業者の掘り起こしや全体のコーディネート、伴走支援、地域住民を含む多様な関係者との調整、効果的な広報などの業務遂行能力が求められる。そのため、多様な発想と専門性、また業務遂行に必要なネットワーク等を有する事業者から広く企画提案を募り、専門性や創意工夫、業務遂行能力といった要素を総合的に評価し、最も優れた事業者を選定するためにプロポーザル方式を実施するものである。

7. 参加資格者の条件

(1) 参加者の基本要件

- ① 成年被後見人、被保佐人及び被補助人でないこと。
- ② 関係法令の規定による営業又は業務停止の処分を現に受けている者でないこと。
- ③ 市税等に滞納がなく、経営状況が著しく不健全でないこと。
- ④ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- ⑤ 代表者等又はその経営に事実上参加している者が、集团的又は常習的に暴力行為を行う恐れがある組織の関係者であると認められる者でないこと。
- ⑥ 申請日現在において、申請する本社又は営業所等で引き続き1年以上営業していること。
- ⑦ 申請書に虚偽の記載又は重要な事実及び事項に関し記載漏れがないこと。
- ⑧ 横手市入札参加資格者名簿（物品・役務）に登載されていること。

- ⑨ 過去10年以内に地域づくりやまちづくり、商業振興等に関するイベントやセミナー、ワークショップ等を実施或いは支援した実績（平成28年度から令和7年度までに完了した業務）があること。
- ⑩ 本業務遂行のための幅広いネットワークを持ち、業務を円滑に遂行できること。

8. スケジュール

公募型の場合：

公表	令和8年5月13日
参加意向申出書の提出期限	令和8年5月27日
提出要請書の送付	令和8年5月29日
質問書の提出期限	令和8年6月 3日
質問回答	令和8年6月 5日
提案書の提出期限	令和8年6月12日
評価委員会の開催	令和8年6月16日

9. 参加手続

①提出及び問合せ先

〒013-8601 秋田県横手市中央町8番2号 横手市役所本庁舎3階
 横手市役所総務企画部地域創造戦略室
 TEL：0182-32-4059 FAX：0182-33-6061
 E-mail：senryaku@city.yokote.lg.jp

②参加意向申出書（様式第1号）の提出期限

- ア. 提出期限 令和8年5月27日（水）午後5時まで（必着）
- イ. 業務実績調書（様式第2号）
会社等の概要（任意様式）

③提案資格確認結果の通知及びプロポーザル関係書類提出要請書の送付

- ア 通知日 令和8年5月29日（金）までに行う
- イ その他 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は、横手市が通知を発送した日の翌日から起算して閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先に提出しなければならない。横手市は、当該書面を受領した日の翌日から起算して閉庁日を除く5日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

④質問書（様式第3号）の提出期限

令和8年6月3日（水）午後5時まで（必着）

⑤質問回答日及び方法

令和8年6月5日（金）までにホームページに掲載する。

10. 評価委員

- (1) 名称 横手市三枚橋1号街区公園トライアル利活用支援業務委託に係る
プロポーザル評価委員会
- (2) 委員構成

- ・横手市総務企画部長
- ・横手市総務企画部地域創造戦略室長
- ・横手市まちづくり推進部横手地域課長
- ・横手市建設部都市計画課長
- ・横手市地域創造戦略室地域創造戦略係長

11. 評価、評価方法

(1) 提案書の内容

①提案書表紙（様式第4号）

②企画提案書（任意様式）

企画提案内容は、業務の実施方針、業務内容に対する具体的な提案（特に、暫定使用希望者の掘り起こし、伴走支援の方法、まちづくりコンセンサス形成支援の提案等）について、ノウハウを活かした具体的かつ効果的な手法やアイデアを記載するものとする。その他、本業務をより効果的に進めるための独自の提案やアピールしたい内容等があれば明記する。

③業務実施体制表（様式第5号）

④見積書（見積内訳書を含む）（任意様式）

(2) 提案書の提出

①提出部数 正本1部、副本5部

②提出先 「9. 参加手続 ①提出及び問合せ先」に記載のとおり

③提出期限 令和8年6月12日（金）午後5時まで（必着）

④提出方法 持参又は郵送

(3) 評価事項

①業務実績、見積金額

②業務内容の理解

③提案内容の具体性、実現性、独自性・創意工夫等

④①から③までに掲げるもののほか、業務実施体制、当該業務に対する取組意欲等

(4) 提案内容に係るプレゼンテーション及びヒアリング

①実施日時 令和8年6月16日（火）

②実施場所 横手市中央町8番2号 横手市役所本庁舎5階 第5委員会室

③その他 時間等詳細については、別途通知

12. 評価基準、配点

①基本的評価事項

	評価項目	評価の着目点	配点	評価	評価の換算式	評価点
一次審査 (書類審査)	業務実績	過去10年間の同種又は類似業務の実績	15		配点× 評価/5	
	予算の妥当性	予算の範囲、見積金額内訳の妥当性	5		配点× 評価/5	
二次審査 (ヒアリング)	業務内容の理解	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の記載の全ての業務内容について趣旨を理解し提案しているか。 トライアル利活用の意義や、本業務における中間支援の役割を正しく認識しているか。 	15		配点× 評価/5	
	具体性・実現性	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書で求める各業務について、具体的で実行可能な手法が提案されているか。 周知・広報のターゲットと手段が適切か。 地域性（市民性、地理的条件など）を理解した提案となっているか。 	10		配点× 評価/5	
		暫定使用希望者の掘り起こし業務の提案が適切か。	5		配点× 評価/5	
		暫定使用希望者の伴走支援業務の提案が適切か。	5		配点× 評価/5	
		まちづくりコンセンサス形成支援業務の提案が適切かつ効果的か。	5		配点× 評価/5	
	独自性・創意工夫	受託者の強みであるノウハウやネットワークを活かした、独自のアイデアや工夫が見られるか。	10		配点× 評価/5	
		公園の魅力向上や持続的な地域活性化に繋がる効果的・発展的な提案が含まれているか。	10		配点× 評価/5	
	業務実施体制	業務遂行のための適切な人員配置がなされ、それぞれの役割分担が明確であるか。	10		配点× 評価/5	
	取組意欲	<ul style="list-style-type: none"> 本業務に対する取組意欲が高く、熱意を感じられるか。 地域への貢献意識や継続的な支援意欲はあるか。 	10		配点× 評価/5	
	評価点の合計			100		

備考

1. 各評価項目について、A～Fの6段階評価を行うことを標準とする。
2. 評価は各項目5点満点とし、A=5点、B=4点、C=3点、D=2点、E=1点、F=0点とする。

【例えば、配点10点満点の項目の場合】

評価がAであれば、評価点は $10 \times 5 / 5 = 10$ 点

評価がBであれば、評価点は $10 \times 4 / 5 = 8$ 点

評価がCであれば、評価点は $10 \times 3 / 5 = 6$ 点

評価がDであれば、評価点は $10 \times 2 / 5 = 4$ 点

評価がEであれば、評価点は $10 \times 1 / 5 = 2$ 点

評価がFであれば、評価点は $10 \times 0 / 5 = 0$ 点

3. 一次審査は提出書類の内容により事務局が事前に採点を行う。
4. 二次審査は評価委員の評価点の平均値を評価点とする。
5. 評価点の合計が同点となった場合は、評価委員長が最優秀提案事業者を決定する。

②評価の視点

	評価項目	評価の着目点	評価					
			A	B	C	D	E	F
一次審査	業務実績	過去 10 年間の同種又は類似業務の実績	実績が 5 件以上	実績が 4 件	実績が 3 件	実績が 2 件	実績が 1 件	—
	予算の妥当性	予算の範囲、見積金額内訳の妥当性	妥当である	—	—	やや妥当でない	妥当でない	極めて妥当でない
二次審査	業務内容の理解	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の記載の全ての業務内容について趣旨を理解し提案しているか。 トライアル利活用の意義や、本業務における中間支援の役割を正しく認識しているか。 	的確に理解しており検討が十分	的確に理解している	理解できている	大体理解できている	よく理解していない	全く理解していない
	具体性・実現性	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書で求める各業務について、具体的で実行可能な手法が提案されているか。 周知・広報のターゲットと手段が適切か。 地域性（市民性、地理的条件など）を理解した提案となっているか。 	極めて優れている	優れている	やや優れている	やや妥当でない	妥当でない	極めて妥当でない
		暫定使用希望者の掘り起こし業務の提案が適切か。	極めて優れている	優れている	やや優れている	やや妥当でない	妥当でない	極めて妥当でない又ははない
		暫定使用希望者の伴走支援業務の提案が適切か。	極めて優れている	優れている	やや優れている	やや妥当でない	妥当でない	極めて妥当でない又ははない
		まちづくりコンセンサス形成支援業務の提案が適切かつ効果的か。	極めて優れている	優れている	やや優れている	やや妥当でない	妥当でない	極めて妥当でない又ははない

独自性・創意工夫	受託者の強みであるノウハウやネットワークを活かした、独自のアイデアや工夫が見られるか。	極めて優れている	優れている	やや優れている	やや妥当でない	妥当でない	極めて妥当でない
	公園の魅力向上や持続的な地域活性化に繋がる効果的・発展的な提案等が含まれているか。	極めて優れている	優れている	やや優れている	やや妥当でない	妥当でない	極めて妥当でない
業務実施体制	役割分担が明確で、組織として業務を円滑に遂行できるチーム体制となっているか。	極めて優れている	優れている	やや優れている	やや妥当でない	妥当でない	極めて妥当でない
取組意欲	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に対する取組意欲が高く、熱意を感じられるか。 ・地域への貢献意識や継続的な支援意欲はあるか。 	極めて優れている	優れている	やや優れている	やや不足している	不足している	極めて不足している

備考

1. 応募者が5者を超える場合には、一次審査の評価点の上位5者に対してプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。
2. 表中「-」は、評価段階として採用しないことを示す。

1 3. 失格事由

- ①提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ②提案書作成に指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの
- ③提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑤虚偽の内容が記載されているもの
- ⑥このプロポーザルに関し、評価委員等との接触があった者
- ⑦ヒアリングに出席しなかった者

1 4. 提案者が1者又はない場合の取扱い

- ①提案者が1者の場合でも、このプロポーザルは成立するものとするが、評価の結果、最低基準点（70点）以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者として選定しない。
- ②提案者がない場合には、このプロポーザルを中止するものとする。

1 5. 選定・非選定結果の通知方法等

- ① 通知日 令和8年6月22日（月）までに行う。
- ② その他 選定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は、横手市が通知を発送した日の翌日から起算して閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先に提出しなければならない。横手市は、当該書面を受領した日の翌日から起算して閉庁日を除く5日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

1 6. 選定結果の公表方法等

- ①選定結果の公表
契約締結後、契約結果の公表と併せて行うこととし、市のホームページ上に掲載するほか、他の方法でも行うことができる。
- ②提案に関する機密の保持
市では、提案された資料の内容について、他者に知られることのないように取り扱う。ただし、事前に提案書を公表する場合があることについて明示している場合は、この限りでない。
- ③情報公開の対応
開示請求があった場合には、個人情報や業者の正当な利益を害する恐れがある情報を除き、公開となる。